

八丈町再生可能エネルギー事業に関する
ガイドライン

<初版>

八丈町

平成26年4月

目次

1. 本ガイドラインの目的.....	1
2. 対象.....	1
3. 建設に当たっての調整手順.....	1
(1) 町の窓口.....	1
(2) 町に対する事前説明.....	1
4. 住民及び利害関係者に対する事前の協議事項等.....	1
(1) 早期段階での地域の参加等.....	1
(2) 周辺地域への事前説明会.....	1
(3) 影響を受ける可能性がある認められる個人及び団体への事前説明会.....	2
(4) 各種説明会における配慮事項.....	2
5. 建設等にあたっての基準と事業者等の責務.....	2
(1) 生活環境等に対する配慮事項.....	2
(2) 自然環境及び景観への配慮事項.....	3
(3) 事後調査の実施.....	3
6. 地域の利益優先に関する事項.....	3
(1) 地域の事業への参画.....	3
(2) 地域への建設等工事の発注.....	3
(3) 運営及び保守点検等に関する地域雇用.....	3
(4) 地域への利益の分配.....	3
7. 審査会における承認.....	4
8. 協定の締結.....	4
9. 原状回復の責務.....	4
(1) 原状回復の要請.....	4
(2) 原状回復の責務.....	4
10. 事業主体の変更.....	4
(1) 変更の報告.....	4
(2) 新たな所有者又は事業主体への適用.....	4

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、八丈町地域再生可能エネルギー基本条例（以下「条例」という。）の理念を具体化するため、環境の保全と再生可能エネルギー事業等との両立を図ること及び再生可能エネルギー事業が八丈島民に適切な利益を持続的にもたらずことを目的とし、八丈町内において再生可能エネルギー事業施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「再生可能エネルギー施設等」という。）の建設を行う事業者及び運営事業者等（以下「事業者等」という。）が遵守すべき事項を明らかにする。

2. 対象

本ガイドラインは、八丈町において地域に存する再生可能エネルギーを用いる施設の新設、増設、改修、又は運営（以下「建設等」という。）のうち、発電出力が 50kW 以上のものを対象とする。

3. 建設に当たっての調整手順

(1) 町の窓口

事業者等は、企画財政課を町の窓口として、再生可能エネルギー施設等の建設等について、関係する所管課と協議するものとする。

(2) 町に対する事前説明

事業者等は、事前調査の実施や建設等に当たって、事前に町の関係所管課に対して、調査や建設等の概要について、説明を行うものとする。

4. 住民及び利害関係者に対する事前の協議事項等

(1) 早期段階での地域の参加等

ア 事業者等は、地域社会との良好な関係を構築するために、事前説明会を実施するものとする。

イ 事前説明会は、事業検討段階から速やかに実施するものとする。

(2) 周辺地域への事前説明会

ア 事業者等は、再生可能エネルギー施設等の建設等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の住民等に対して、事前説明会を行うものとする。

イ 対象となる地域については、町の指示に従うものとする。

ウ 事業者等は、事前説明会における議事及び合意事項について書面を作成し、町に対してその写しを提出するものとする。

エ 町は、事前説明会における住民の意見等を考慮して、事業者等に対して建設等の計画を変更できるよう求めることができる。

オ 事業者等は、前号の町の求めに応じて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 影響を受ける可能性があるると認められる個人及び団体への事前説明会

ア 事業者等は、発電施設等の建設等に係る影響を受ける可能性があるると認められる個人及び団体（以下「利害関係者」という。）に対して事前説明会を開催し、意見を求めるものとする。

イ 対象となる利害関係者については、町の指示に従うものとする。

ウ 事業者等は、事前説明会における議事及び合意事項について書面を作成し、町に対してその写しを提出するものとする。

エ 町は、事前説明会における利害関係者の意見等を考慮して、事業者等に対して建設等の計画を変更できるよう求めることができる。

オ 事業者等は、前号の町の求めに応じて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 各種説明会における配慮事項

ア 事業者等は、地域に対する説明及び協議等の機会を十分に確保すると共に、広報やホームページ等を活用し、その機会を広く周知することで地域の参加度を高めるよう努めるものとする。

イ 事業者等は、地域に対する説明会等を開催する際に、説明会を中立的に運営することを目的として第三者的立場から説明会の進行を担う進行役を選任することに努めるものとする。

ウ 事業者等は、住民に対する説明会の開催日時と場所を事前に企画財政課に連絡するものとし、町及び町が要請した関係行政機関等は、この説明会を傍聴できるものとする。

エ 各種説明会の内容については、本ガイドラインの事項を十分に反映させたものとする。

5. 建設等にあたっての基準と事業者等の責務

(1) 生活環境等に対する配慮事項

ア 事業者等は、事業による周辺住民への生活や健康（以下「生活環境等」という。）への影響を予見し、十分な配慮を行うものとする。

イ 事業者等は、生活環境等に対する配慮事項に関して、周辺住民との合意が成立している場合には、その合意事項を優先するものとする。

ウ 上記の合意事項は、書面をもって行い、その写しを町に提出するものとする。

(2) 自然環境及び景観への配慮事項

ア 事業者等は、事業による自然環境及び景観への影響を予見し、十分な配慮を行うものとする。

イ 事業者等は、施設等の建設等に当たっては、その配置、デザイン及び色彩等に配慮し、地域の自然や建築物等と調和した良好な景観の形成に努めるものとする。

(3) 事後調査の実施

ア 事業者等は、再生可能エネルギー施設等から発生する生活環境、自然環境又は景観への影響の有無を確認するため、必要に応じて事後調査を実施するものとする。事後調査の方法については、別途定める。

イ 町は、事後調査の結果を評価し、自然環境等又は景観に著しい影響が生じている又は生じる蓋然性が高いと判断した場合、事業者等に対してその対策を求めることができる。

ウ 事業者等は、前号の町の求めに応じて必要な措置を講ずるものとする。

6. 地域の利益優先に関する事項

再生可能エネルギーという地域資源を活用するに当たって、発電事業及び関連する事業等から得られる利益を地域社会に持続的にもたらすため、事業者等は、以下の地域利益優先に関する事項を確認し、その実現に努めるものとする。

(1) 地域の事業への参画

事業者等は再生可能エネルギー施設等の建設等に当たっては、町内に存する事業者又は在住する住民が事業の実施主体として参画することを確保するよう努めるものとする。

(2) 地域への建設等工事の発注

事業者等は、再生可能エネルギー施設等の建設等による工事を町内に存する事業者に優先的に発注することに努めるものとする。また、地域への発注に係る部分を明らかにするものとする。

(3) 運営及び保守点検等に関する地域雇用

事業者等は、再生可能エネルギー施設等の運営及び保守点検等に必要となる業務を、町内に存する事業者に優先的に発注することに努めるものとする。また町内に在住する住民を優先的に雇用することに努めるものとする。

(4) 地域への利益の分配

事業者等は、再生可能エネルギー施設等の建設等から得られる社会的、経済的利益を町内に分配することに努めるものとする。

7. 審査会における承認

事業者等は、2に定める再生可能エネルギー施設等の建設等を実施する場合は、条例第5条に定める審査会の承認を受けるものとする。

8. 協定の締結

事業者等は、上記審査会に提出した計画内容及び本ガイドラインに規定する事項について、町と協定を結ぶものとする。

9. 原状回復の責務

(1) 原状回復の要請

町は、再生可能エネルギー施設等の建設等の後において、当初の計画から逸脱し、生活環境又は自然環境等に著しい影響を与えると判断した場合には、事業者等に対し、事業の停止、再生可能エネルギー施設等の撤去及び原状回復の措置等を求めることができる。

(2) 原状回復の責務

事業者等は、前号の町の求めに応じて必要な措置を講ずるものとする。

10. 事業主体の変更

(1) 変更の報告

事業者等は、再生可能エネルギー施設等の所有者又は事業主体に変更が生じた場合、速やかにその旨を町に報告するものとする。

(2) 新たな所有者又は事業主体への適用

本ガイドラインは、再生可能エネルギー施設等の所有者又は事業主体に変更が生じた場合、新たに再生可能エネルギー施設等の所有者又は事業主体になった者に適用されるものとする。

附 則

本ガイドラインは、社会経済状況の変化等の必要に応じて随時見直すものとする。